

令和3年7月6日からの大雨に係る 災害により生じた廃棄物の処理について

このたびの大雨に係る水害により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
松江市環境保全部より、水害により水没し不要となったごみの出し方についてのご案内です。

水没等により不要となった一般家庭の家財(ごみ)について

大雨により水没した家財、河川等の氾濫により住居の敷地内に流入した草木など、り災証明書(写)又は被災届出証明書(写)をご提出いただくことで、ご自宅周辺まで収集にかがい、市が処理いたします。

【り災証明書】

- ・申請先～固定資産税課または各支所(お問い合わせ電話番号は裏面)
平日のみ 午前8時30分から午後5時15分まで

【被災届出証明書】

- ・申請先～防災安全課または各支所(お問い合わせ電話番号は裏面)
平日のみ 午前8時30分から午後5時15分まで

ごみを出す方法について

- ・ボランティア袋、土のう袋をお近くの各支所又は環境センターにて配布いたします。
※松江市指定ごみ袋は使用する必要はありません。
※敷地内に流入した泥状のものは、必ず土のう袋に入れてください。

【配布場所・時間】

各支所 平日のみ 午前8時30分から午後5時15分まで
環境センター 平日及び土日祝 午前8時30分から午後5時15分まで

- ・ごみを出す場所は、歩行者や車両の通行に影響がない量を、自宅前などの収集車両が入れる場所に出してください。

ごみ収集の申込方法について

【申し込み先】

リサイクル都市推進課 電話 55-5279
平日及び土日祝 午前8時30分から午後5時15分まで

※収集依頼のあった地域ごとに、計画的に収集を行うため、収集日の指定はできませんのでご了承ください。

※生ごみ等生活ごみは通常どおり収集しますので、ごみ収集カレンダーをご確認のうえお出してください。

ごみ処理施設に自分で搬入する場合

【搬入先】 エコクリーン松江 鹿島町上講武 1699-1 電話 82-9625

※下記の地図をご覧ください。

【受付時間】 平日のみ 午前9時から午後4時まで

※松江市指定ごみ袋に入れる必要はありません。

※泥状のものは土のう袋などに入れてください。

◎搬入の際は、無料となりますので、「水害ごみです」と受付でお申し出ください。

受付で搬入申請書及び減免申請書に必要事項の記入が必要です。また、り災証明書(写)又は被災届出証明書(写)の添付が必要となりますので、予めご用意ください。

搬入当日に、上記の証明書がない場合は、後日、環境センター(施設管理課)へ提出(郵送可)してください。

なお、り災証明書及び被災届出証明書の申請時には、被害状況がわかる写真の添付が必要となり、先に水害ごみを搬入されると、写真を撮れなくなりますので、必ず写真を撮っていただきますようお願いいたします。

【郵送先】

松江市 環境保全部 施設管理課

〒690-0826 松江市学園南一丁目 20 番 43 号

電話 55-5272



証明書の申請先一覧

防災安全課	(被災届出証明書)	55-5115
固定資産税課	(り災証明書)	55-5163
鹿島支所	市民生活課	55-5704
島根支所	市民生活課	55-5724
美保関支所	市民生活課	55-5744
八雲支所	市民生活課	55-5764
玉湯支所	市民生活課	55-5784
宍道支所	市民生活課	55-5804
八束支所	市民生活課	55-5824
東出雲支所	市民生活課	55-5844